

「安全で経済的な港湾施設の整備・維持管理システムのあり方について」中間報告(案)に対するパブリックコメントの概要とそれに対する考え方

No	ご意見の概要	考え方
1	技術基準の適合性評価 港湾の基準の性能規定化に伴い、「創意工夫を活かした新たな設計方法や特殊構造の採用が可能」とあり、その意見には賛成するが、事前にその具体的内容を提供して頂きたい。	事前に制度の具体的内容を明らかに致します。また、ご意見の主旨については、主要な施策(1)にて「高度な技術的判断を伴わない設計を採用する事業者等に対しては、標準手法を国が提示することとする」旨を明記するとともに、(1)にて「新たな手法を用いて港湾施設を設計し、当該施設の安全性の確保に際して一定以上の高度な技術的判断を要する場合には、設計者は国にその内容を提出し、国又は国の業務を代行する第三者機関が個々の事例に則して技術基準との適合性を評価する」旨を明記します。
2	性能規定化される技術基準の適合性確認については、第三者機関が評価することとなるが、手続きや期間の簡素化や迅速化が図られるようお願いする。	安全性の確保を図った上で、適合性確認の迅速化に努めます。
3	第三者機関の評価にかかる経費、維持管理計画の策定等にかかる経費、港湾ユーザーが行うこととなる軽易な修繕にかかる経費については、財源措置に関する考え方を示していただきたい。	第三者機関による評価は、設計者自らが高度な設計を選択し、コスト縮減等を図る場合に適用されることから、評価に要する費用は設計者の負担とする方針です。また、維持管理計画の策定及び修繕に関しては、本来、維持管理主体が行わなければならない業務を無理のない範囲で明確化したものであることから、それに伴う新たな財源措置は設けない方針です。
4	技術力の確保及び維持 効率性の観点から、高度な検証を要する技術基準との適合性確認を第三者機関に委ねた場合、自治体の職員の技術力の保持が困難になる等、長期的な視点からデメリットを及ぼさないよう十分な検討と配慮を望む。	自治体職員を対象にした技術研修の実施や資格取得の奨励を行うことにより、技術力の保持を図ります。また、第三者機関による適合性確認の有無に関わらず、技術基準との適合性判断を含む港湾施設の建設又は改良に関する許可は、港湾管理者の長/都道府県知事によって行われることから、現状と比べて自治体の職員の技術力を低下させるスキームにはなっておりません。
5	技術基準の性能規定化によって設計コンサルタントの役割はますます重要になると考えられる。従来の補助的な立場ではなく、事業者(発注者)と対等な立場に立って、建設業者の立場からも中立的な存在として、設計者としての機能を果たすべきだと考えられることから、港湾施設の整備・維持管理等の業務において、国、港湾管理者、利用事業者だけでなく、設計コンサルタントの果たすべき役割の重要性について、明確に位置付けして欲しい。	ご意見の主旨については、(1)にて「性能規定化された技術基準の下で、設計者の創意と工夫を活かした港湾施設の建設、改良及び維持を的確に実施していく必要がある」との記述の中に、その重要性を反映したと考えております。
6	国等の公的機関が、地方公共団体や民間事業者に対してサービスを提供するような記述があるが、国家公務員の削減、小さな政府への転換が叫ばれているのにそのようなことができるマンパワーに余力があるのか。さらに、技術力は十分なのか。	第三者機関の活用により、国の役割を増加せず、施設の安全性を確保することが可能になると考えています。また、第三者機関の認定にあたっては、必要な技術力を有する機関が登録されるよう厳格な運用を図ります。
7	補助制度要望 国際海上コンテナターミナル、国際旅客施設等の全国的な視点から必要となる施設は、岸壁、荷役機械、ターミナル等が一体となって機能を発揮するものであり、すべてが基幹的な施設と位置づけられるものと考えられる。従って、これらの施設については、すべての施設整備(改修)及び維持管理に対して国費を充当する制度の創設を希望する。	施設の維持管理に対する費用負担の考え方については、今後も関係機関と協議の上、検討することと致します。
8	改正SOLAS条約の発効に伴い、港湾施設と船舶の保安対策が実施されるなど安全・安心な国際海上輸送ネットワークの構築が進められているが、SOLAS条約に対応した保安体制(保安施設整備、警備等維持管理)の整備における、新規整備及び既存施設拡充等に対する補助制度の創設を希望する。	

No	ご意見の概要		考え方
9	放置艇対策	船舶、自動車等の放置対策は、津波等の災害時の流出による被害拡大の防止に寄与するだけでなく、不法侵入者の隠れ場所の除去等、保安対策に資する事も明記した方がよいのではないのでしょうか。	ご意見の主旨については、現状と課題(1)(広域防災・テロ対策や海域改善の要請)にて「放置艇、放置自動車対策が、保安対策にも資する」旨を明記し、対応致します。
10	ライフサイクル	長期的に継続する利用ニーズに対応するため、既存ストックを永続的に活用していくことが重要である。具体的に実現するためには、施設の適切な維持管理を行い、致命的な損傷・事故等に至る前に、所要の修繕等のメンテナンスを行っていくためのシステムを構築することが、極めて重要と考える。	ご意見の主旨については、主要な施策(2)にて「港湾計画及び利用実態などを勘案して定めた港湾内における施設の重要度と老朽度等の維持修繕の緊急性に基づき、大規模修繕や更新投資の優先度を決定するとともに、ライフサイクルコストについても適宜見直すことが重要である。」との記述の中に反映されています。
11	ライフサイクルマネジメント	ライフサイクルマネジメントシステムでは、港湾、もしくは、施設単位での部分最適も重要であるが、京浜港等、より広い範囲で全体最適(自然環境、大水深岸壁の一定数の稼働確保等)を確認、評価する観点がより重要であると思われる。	ご意見の主旨については、主要な施策(2)にて「港湾計画及び港湾の利用実態などを勘案し、港湾施設の重要度と老朽度等を検討するとともに、大規模修繕や更新投資の優先度、ライフサイクルコスト等を決定する必要がある。」との記述の中に反映されています。また、港湾管理者の異なる複数の港湾を対象とした維持投資の優先順位付けについては、今後の課題と認識しています。
12		港湾の場合、直轄施設のメンテナンスに係る責任関係がやや複雑となっており、対応上において、時として齟齬を生じる危険性をはらんでいる。	港湾管理者へ管理委託する国有港湾施設に関しては、管理委託契約に基づいて維持管理計画の策定を行うことになるので、責任関係が不明確になることはないと認識しております。
13	国と地方の役割分担	施設の管理に関する国と港湾管理者との役割分担について、見直しを行う根拠の説明が欠けている。	国と港湾管理者との役割分担の見直しについては、現段階において意見の集約が困難なことから、今後も関係機関と協議の上、検討することと致します。
14		国と地方との役割分担を明確にするとともに、地方の逼迫する財政事情を踏まえ、直轄施設の意義を改めて明確にしたうえで、国として必要な意義を有する直轄施設のメンテナンスについては、国が一元的に責任を持つて行うこととすべきではないか。	
15		港湾施設の維持補修について、一部、国が直接行う制度を創設することを検討されているが、基本的には、管理者が一元的に実施するべきものと考えている。しかし、財政事情や技術力の蓄積不足等により様々な問題が発生しているのが現状である。このことから、港湾施設の維持補修について、管理者が管理する全ての施設に適用できるよう、既存施設有効活用促進事業(統合補助)の範囲拡大、もしくは新たな補助制度の創設を希望する。	
16		現状においても同一管理者内での施設運営部門と維持管理部門との調整が困難であるのに、岸壁等の機能施設の施設保有者(維持管理者)と施設運営者が異なると、一層、複雑となる。	
17		国が保有し維持管理する施設としてフェリ-タ-ミナルを全国的な視点が必要なものとして例示しているが、計画段階では必要でも整備・維持管理に全国的な視野は必要ない。	
18		港湾施設の移管・譲渡に関しては、施設選定の基準を明確にしてほしい。また施設数が膨大になることが想定されることから、手続きの簡素化をお願いしたい。	港湾施設の移管・譲渡の考え方については、今後も関係機関と協議の上、検討することと致します。

No	ご意見の概要		考え方
19	維持管理計画	維持管理については、従来より実施してきた管理者に若干の技術的・経験的蓄積もあり、将来にわたり維持管理していく責任もあることから、国有港湾施設の維持管理計画策定には、管理者の意見を十分反映できるような制度を望むとともに、当初、整備に当たっては、管理者と十分に事前協議を行い、維持管理する管理者の意見を設計に反映されるように望む。	維持管理計画の策定にあたっては、港湾管理者と協議を行い、港湾管理者の意見を反映した形で実施する予定です。
20		維持管理計画が法的に義務化されたとしても、施設の設計情報、維持管理情報は廃棄されていたり、散逸して未整理の状況が多いのが実態で、早急な対応は困難な管理者が多いものと考えられる。このため、全国的な調査を行って、その結果を法文等に反映して欲しい。	維持管理計画の策定と実施により、定期的な維持管理情報の収集・整理に繋がるものと理解しています。
21		国、港湾管理者、港湾関連事業者、更に市民団体等と協働型の整備・維持管理システムを構築するためには、関係各機関で準備期間が必要であると考えられる。故に、最終報告にあたっては、協働型整備・維持管理システムの構築に関わる諸団体毎に、実施すべき事項と時期を示したアクションプログラムを策定し、明示する必要があると考えられる。	新規の施策の実行にあたっては、十分な周知期間を設けます。また、協働型の整備・維持管理システムの実施にあたっては、国が維持管理要領を策定するなど、円滑な運営が図れるように対処致します。
22		これまでの施設の維持補修は、計画的ではなく場当たりのものであった。今後、限られた財源のなかで効率的な維持補修を行うには、維持補修のための基本計画の策定が不可欠である。	ご指摘のような観点から、国が定める総合的な維持管理要領に準拠した維持管理計画の策定が重要と認識しています。
23	情報開示	「維持管理に係わる情報の開示として、国及び港湾管理者が得た情報、評価結果、勧告、助言等の内容については、インターネット等を通じた情報開示を行う。」という意見に賛成。さらにパスワードによるユーザー管理を行い、各港湾管理者の問題点(指摘事項等、表に出し兼ねる内容)の開示をお願いしたい。また、維持管理に関わる情報は、テロ攻撃の際の弱点を公開する懸念があることから、公開する情報の吟味、或いは公開対象に限定するセキュリティの確保が必要と考えられる。	ご意見の主旨については、．．．主要な施策(2) にて「情報の内容に応じてテロ対策等のセキュリティ確保にも配慮が必要である」旨を明記し、対応致します。
24	危機管理ネットワーク	近年、東海・東南海・南海で地震、津波の発生が予測されている。このような自然災害やテロ等の破壊活動の発生時には、全国的・広域的な情報ネットワークとシステムが必要であると考えられる。全国的・広域的なシステムを構築するにあたり、最も、重要と思われる課題は、行政の枠組みを超えて関係者間で迅速、確実、容易に情報交換することであると考えられる。よって、情報交換のための制度、仕掛け等について、一層の調査、検討が必要ではないかと考えられる。	ご意見の主旨については、常時観測される波浪情報を防災面に活用する事など、関係者間での港湾情報の共有化を促進できるよう、．．．主要な施策(3) において、危機管理情報の把握を主たる目的とする「港湾危機管理情報ネットワーク」の名称を、「港湾情報収集・提供体制」に変更するとともに、「港湾で得られた情報を関係者間で共有するように努める」旨を明記し、対応致します。
25		自然災害やテロ等破壊活動の発生において、公共港湾施設に隣接する民間企業保有の港湾施設も同列で対応する必要があると考えられる。よって「港湾危機管理ネットワーク」に民間保有港湾施設を加える措置は必要と考えられる。	ご意見の主旨については、．．．主要な施策(3) 「国の港湾情報収集・提供体制」において、今後、関係者間で情報共有が図れるように対処致します。